

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（役務）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争及び公募）	予定価格	契約金額	落札率	備考
R 5 道路占用物件情報管理業務（川崎市及び横浜市区）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	令和5年4月3日	一般財団法人道路管理センター 千代田区平河町1-2-10	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して、横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市である川崎及び横浜市区における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多様な多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者（国、東京都、23区、政令市）及び関係公益事業者（電気通信、電力、ガス、水道、下水道、地下鉄等）からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>（一財）道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。</p> <p>以上の理由により、本業務は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月財務大臣通知）の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、（一財）道路管理センターと随意契約を締結するものである。</p>	非公表	10,202,500	-	
R 5 道路占用物件情報管理業務（拡大区域）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	令和5年4月3日	一般財団法人道路管理センター 千代田区平河町1-2-10	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して、横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市を除いた区域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多様な多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者（国、東京都、23区、政令市）及び関係公益事業者（電気通信、電力、ガス、水道、下水道、地下鉄等）からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>（一財）道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。</p> <p>以上の理由により、本業務は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月財務大臣通知）の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、（一財）道路管理センターと随意契約を締結するものである。</p>	非公表	5,249,200	-	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（役務）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争及び公募）	予定価格	契約金額	落札率	備考
R 5 単価契約横浜国道事務所不動産鑑定評価業務（その1）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	令和5年4月6日	㈱みなど鑑定 横浜市中区本町6-25本町アンパビル3階	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、横浜国道事務所が用地取得等のために必要となる神奈川県横浜市青葉区、横浜市栄区、横浜市戸塚区、横浜市保土ヶ谷区、藤沢市、海老名市、横須賀市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡寒川町、足柄市下郡箱根町内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、経験、知識に関する提案を求め、企画競争により選定を行った。 ㈱みなど鑑定は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100	-	
R 5 単価契約横浜国道事務所不動産鑑定評価業務（その2）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	令和5年4月6日	神奈川鑑定 横浜市戸塚区上矢部町284-4 ユードリーム横浜戸塚411号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、横浜国道事務所が用地取得等のために必要となる神奈川県横浜市青葉区、横浜市栄区、横浜市戸塚区、横浜市保土ヶ谷区、藤沢市、海老名市、横須賀市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡寒川町、足柄市下郡箱根町内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、経験、知識に関する提案を求め、企画競争により選定を行った。 神奈川鑑定は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100	-	
R 5 横浜国道横浜駅東口歩道橋昇降設備修繕	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	令和5年5月26日	日本オーチス・エレベータ(株)神奈川支店 横浜市中区日本大通18	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本修繕は、国道1号横浜西西区高島2丁目地先にある横浜駅東口横断歩道橋の昇降設備エレベータの駆動用ポンプを交換する作業を行うものである。 対象のエレベータは、横浜駅東口に設置されていることから、利用者数が多く、高稼働な設備であり、仮に運行を停止した場合、利用者への負担や通行への支障が大きいためである。 これまでの定期点検でエレベータの駆動用ポンプから作動液が漏れる不具合が継続しており、現状のままエレベータを高稼働で継続使用した場合、駆動用ポンプから作動液が大量に漏れ出す危険性があるため早急な駆動用ポンプ及び部品類の交換が必要となっている。 本業者は現在、当該エレベータの点検業務を受注している他、昇降設備の製造メーカーであり、設備の構造を十分熟知していることから早急な交換修繕が行える唯一の業者である。 よって、上記業者と随意契約を行うものである。	4,356,000	3,168,000	73%	
R 5 横浜国道複合機20台搬出・搬入・設置業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	令和5年6月5日	富士フィルムビジネスソリューションジャパン(株) 東京都江東区豊洲2-2-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、令和5年7月（予定）に横浜国道事務所がよこはま新港合同庁舎へ移転することに伴い、現在設置している複合機の搬出・搬入・設置を行うものである。 現在設置している複合機は、令和2年6月23日付「R2-6出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務」により関東地方整備局と上記相手方が契約締結しており、「R2-6出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務仕様書5.（1）③」において、上記相手方が移動、据付調整を行うことになっていることから、本業務を行える唯一の業者である。 以上のことから上記相手方と随意契約を行うものである。	1,995,840	1,995,840	100%	

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（役務）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争及び公募）	予定価格	契約金額	落札率	備考
R 5 横浜国道注意喚起情報等新聞広告掲載等業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎4階	令和5年9月29日	(株)毎日広告社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、横浜国道事務所管内の通行規制、注意喚起等の情報について新聞広告掲載等を実施するものであり、地域住民や道路利用者の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、技術力、経験、知識などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社毎日広告社は、企画提案書において、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を締結するものである。	非公表	12,980,000	-	
R 5 神奈川地域道路事業等ラジオ放送等業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所長 宮本久仁彦 横浜市中区新港1-6-1よこはま新港合同庁舎4階	令和5年9月29日	(株)マルト 福岡県福岡市早良区小田部2-8-16	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、横浜国道事務所管内の通行規制、注意喚起等の情報についてラジオ放送等を実施するものであり、地域住民や道路利用者の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、技術力、経験、知識などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社マルトは、企画提案書において、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を締結するものである。	非公表	11,913,000	-	